

第2条による改正

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第8条の2 略 (住居手当)  第8条の3 <u>住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員で、自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、かつ、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</u>  (1) <u>満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、月額30,000円以上の家賃(使用料を含む。以下本条において同じ。)を支払っている者</u>  (2) <u>満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、月額15,000円以上の家賃を支払っている者(前号に掲げる者を除く。)</u>  2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に該当する者 30,000円 (2) 前項第2号に該当する者 15,000円  3 略  第9条から第23条 略	第1条から第8条の2 略 (住居手当)  第8条の3 <u>住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあらう者で、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額15,000円以上の家賃(使用料を含む。)を支払っているものに支給する。</u>  2 住居手当の月額は、15,000円とする。  3 略  第9条から第23条 略
別表第1 略  別表第2から別表第4 略	別表第1 略  別表第2から別表第4 略
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;">(施行期日等)</p> <p>1 <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2</u></p>	

の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(号給の切替え)

3 第2条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例別表第1に掲げる給料表(一)の適用について、令和8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日における職務の級が4級である職員の切替日における号給は、附則別表左欄に掲げる旧号給(切替日の前日においてその者が受けていた号給をいう。)に対応する同表新号給の欄に定める号給とする。

(令和8年3月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

4 令和8年3月に支給する期末手当については、第1条による改正後の条例第16条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の27.5」と、同条第3項中「100分の10」とあるのは「100分の12.5」とする。

5 令和8年3月に支給する勤勉手当については、第1条による改正後の条例第17条第1項中「15日」とあるのは「4箇月」と、同条第2項中「6月に支給する場合においては100分の118.75」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の2.5、6月に支給する場合においては100分の118.75」と、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の58.75」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の2.5、6月に支給する場合においては100分の58.75」とする。

(給与、期末手当及び勤勉手当の内払)

6 第1条の規定による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、期末手当及び勤勉手当は、第1条による改正後の条例の規定による給与、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

附則別表 略